

# 男女共同参画社会の形成に向けて

平成18年7月23日

内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)

猪口 邦子

# 1. 男女共同参画社会とは

我が国では憲法において男女平等が規定されているが、これを実質的に実現し、男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成のための取組を推進するため、男女共同参画社会基本法が全会一致で可決・制定された。

## 【日本国憲法】

第14条 すべて国民は、**法の下に平等**であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない**。(以下略)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、**夫婦が同等の権利を有することを基本として**、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、**個人の尊厳と両性の本質的平等**に立脚して、制定されなければならない。

## 【男女共同参画社会基本法】

・国会において全会一致で可決。1999(平成11)年6月23日公布・施行。

・男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)

(注) 6月23日～29日までの1週間は「男女共同参画週間」

# 2. 男女共同参画社会基本法

(1999(平成11)年6月23日  
公布・施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章:総則(第1条～第12条) 第2章:男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条～第20条) 第3章:男女共同参画会議(第21条～第28条)

## 【5つの基本理念】

### 男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

### 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

### 政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

### 家庭生活における活動と他の活動との両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

### 国際的協調(第7条)

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

## 【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・国は、施策を総合的に策定し、実施(第8条)
- ・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開(第9条)
- ・国民は男女共同参画社会づくりに協力(第10条)

# 3 . GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数) の国際比較

日本は80か国中43位ときわめて低位であり、先進国中最下位。多くの途上国よりも低くなっている。

(注) GEM:ジェンダー・エンパワーメント指数  
(Gender Empowerment Measure)

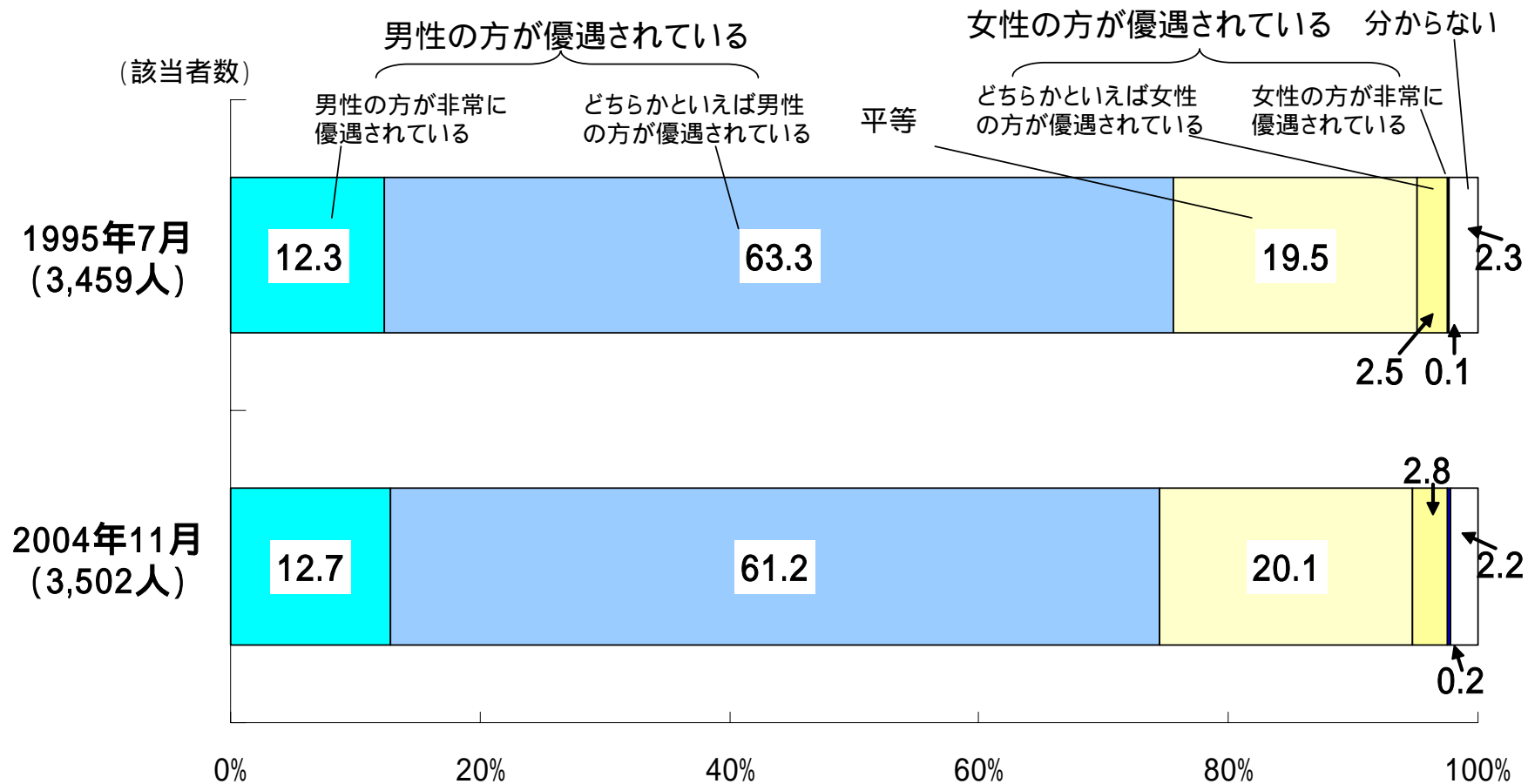
女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

(備考) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書」  
(2005年)より作成。

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.880
3	スウェーデン	0.857
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.705
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	バハマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527

# 4. 国民社会における男女の地位の平等感

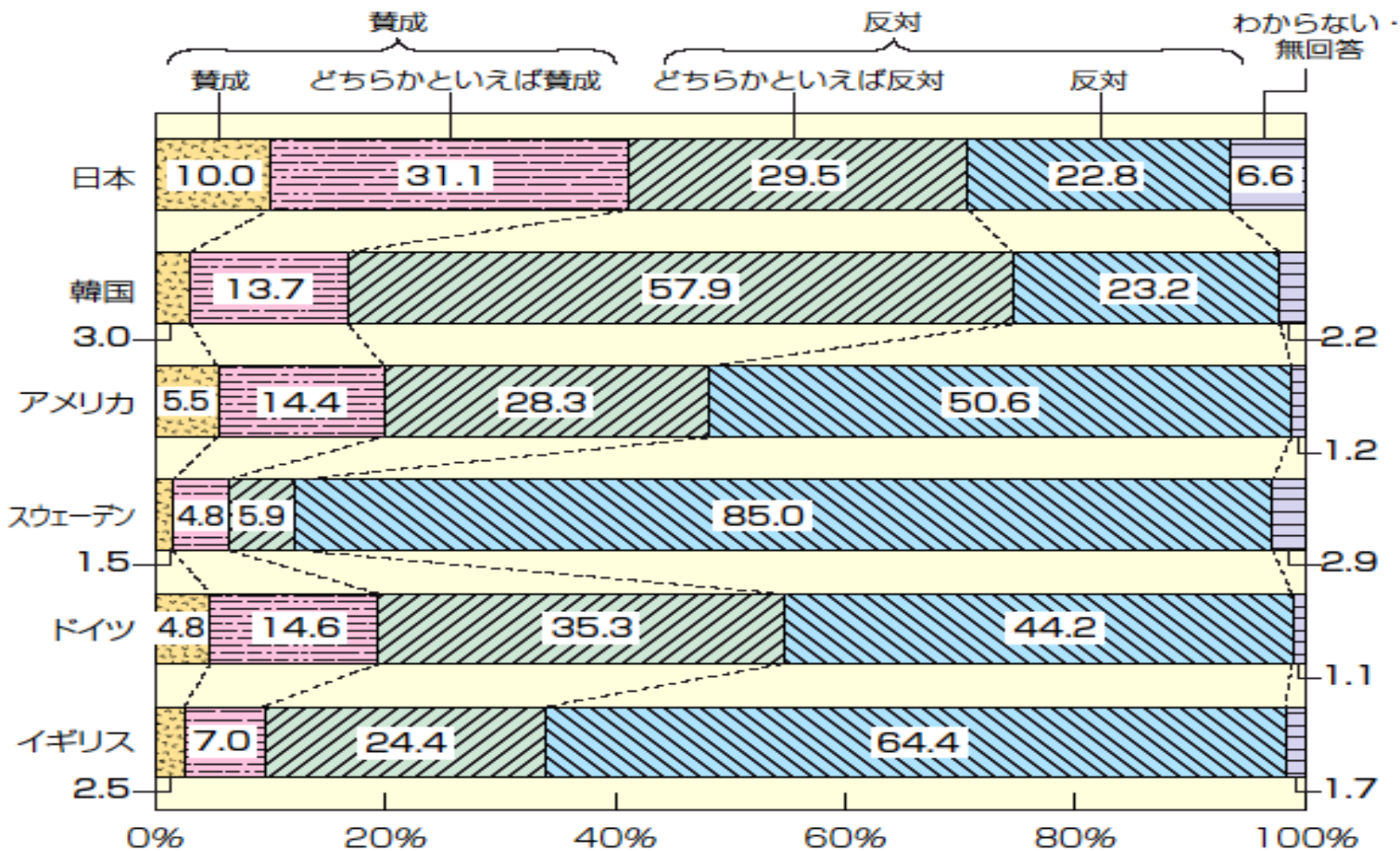
4人に3人が「男性の方が優遇されている」と考えている。この数字は、この10年間でほとんど変化していない。



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月)より作成。

# 5. 固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、諸外国では「賛成」、「どちらかといえば賛成」とする割合は低い。これに対し、日本では賛成する割合が高くなっている。



(備考)内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度調査)より作成。

# 6 . 政府の取組

男女共同参画基本法(1999(平成11)年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

- 2000 (平成12)年12月 **男女共同参画基本計画** 閣議決定
- 2005 (平成17)年12月 **男女共同参画基本計画(第2次)** 閣議決定
- 2006 (平成18)年6月 **男女雇用機会均等法**を改正



男女共同参画会議(第21回)  
(平成17年12月・新計画答申時)



大臣による男女共同参画研修会

# 7. 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

## 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

「社会的性別」(ジェンダー)とは生物学的性別(セックス)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

「社会的性別」(ジェンダー)の視点とは性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

男女共同参画社会の形成を阻害するもの(固定的役割分担、偏見その他)

### 見直しが適当

(見直しが行われた具体例)

男女別定年制の撤廃  
DV防止法の制定  
起業家、科学者、政治家等  
従来女性が少なかった分野  
へ進出 等

社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要。

### 見直しが不要

(具体例)

男女の服装に関する違い  
ひな人形、鯉のぼり

男女共同参画社会の形成を阻害しないもの



## 8 . 社会的性別 (ジェンダー) の視点

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。

例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。

また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

# 9. 新基本計画のポイント

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が**少なくとも30%**になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で**積極的改善措置**に自主的に取り組むことを奨励。

## 女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った**女性の再チャレンジ**(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

## 男女雇用機会均等の推進

- ・**男女雇用機会均等法を改正**  
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

## 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・**男性も含めた働き方の見直し**を大幅かつ具体的に推進。
- ・**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援策**の充実。

## 新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(**科学技術、防災**(災害復興を含む)、**地域おこし・まちづくり・観光、環境**)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

## 男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の**性差医療**についての知識の普及を図る。

## 男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

## 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・**被害者の保護や自立支援**等の施策の推進。
- ・**女性に対する暴力の予防**のための対策の推進。

**あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。**

# 10. 東アジア男女共同参画担当大臣会合

## < 会議の概要 >

- 開催日: 2006年6月30日・7月1日
- 場所: 日本(東京)
- 参加国: 東アジア16カ国・2機関
- 議長: 猪口邦子 内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)
- 特徴: (1)初の東アジア男女共同参画担当大臣会合。  
(2)呼びかけた全16カ国・2国際機関のうち14の国・機関から大臣クラスが参加。  
(3)成果文書として、「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。  
(4)国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を議長国に託す。

中国, 韓国, ASEAN10カ国(インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポール, タイ, ブルネイ, ベトナムラオス, ミャンマー, カンボジア), オーストラリア, ニュージーランド, インド, 日本, UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会), UNDP(国連開発計画)

## < 東京閣僚共同コミュニケのポイント >

- 東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩。
- ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性等に合意。
- 女性とジェンダーのための国内本部機構の強化、女性のあらゆるレベルでの意思決定過程への参画とリーダーシップの推進、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算(gender-sensitive budgeting)に関する機能強化等の必要性に合意。
- 人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害等の域内の新たな課題へ協力して取り組む。
- ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア域内の連携が良い模範となり、国際社会に発信されるよう努力。
- 今回の会合の成功に促され、本閣僚会合の年次開催するプロセスの立ち上げを決定。
- 第2回会合をインド(2007年)、第3回会合を韓国(2008年)で開催することを決定。

# 10. 東アジア男女共同参画担当大臣会合



16カ国・2機関の代表

(オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、UNDP、UNESCAP)

# 10. 東アジア男女共同参画担当大臣会合



会議で議長を務める猪口邦子内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)

# 11 . アリシア・バルセナ国連官房長へ 議長国として「東京閣僚共同コミュニケ」を伝達

日本は、東アジア男女共同参画担当大臣会合の議長国として参加国より国連等主要国際機関に「東京閣僚共同コミュニケ」の伝達を委任されていることから、バルセナ国連官房長にコミュニケを含む関連文書について伝達したところ、今次の東アジアでの取組を参考に、世界各地で地域単位の同様の取組を進める必要性を国連として認識している旨の発言を得た。



(平成18年7月11日 ニューヨーク)

# 12. ハン・ミョンスク韓国総理と 男女共同参画・少子化対策について会談

ハン総理より、今後両国で情報交換や政府間交流等を一層進めていきたい旨の発言を得た。



(平成18年7月19日 ソウル)

# 13. 男女共同参画社会の将来像

多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会へ

「政策・方針決定過程の場に女性が参画」

新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。

「ワーク・ライフ・バランスの実現により、職場・家庭・地域における男女共

同参画を推進」

職場：男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境

が人々を活性化することを通じて企業活動も活発となる。

家庭：男女とも、子どもと関わる喜びを体験し得る。

地域社会：職場中心の生き方だけでなく、地域活動、ボランティア、学習活動等、  
選択肢が拡大する。

「国際的協調の下に男女共同参画を推進」

国際社会におけるジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた連携を進め、  
その取組を発信することで、国内外における男女の生活が真に向上する。